令和5年度 第2回長岡市地域公共交通協議会

資 料

長岡市地域公共交通協議会 令和6年2月26日(月)

議決事項 川口地域自家用有償旅客運送の更新登録及び変更登録につい 第1号 て

1. 概要

川口地域の自家用有償旅客運送について、更新から3年を経過することから、引き続き更新登録を行うもの。(道路運送法第七十九条の五、第七十九条の六、道路運送法施行規則第五十一条の十)また、旅客の範囲を拡大することから、変更登録を行うもの。(道路運送法第七十九条の七、道路運送法施行規則第五十一条の十一)

2. 登録の内容

(1) 名称、住所、代表者の氏名

名 称:特定非営利活動法人 くらしサポート越後川口

住 所:新潟県長岡市西川口1250番地

代表者の氏名:代表理事 丸山 健一

(2)登録番号

北新過 第4号

(3)登録の有効期間

令和6年3月13日まで

(4) 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

(5)路線又は運送の区域

長岡市川口地域(次ページ運行ルート図のとおり)

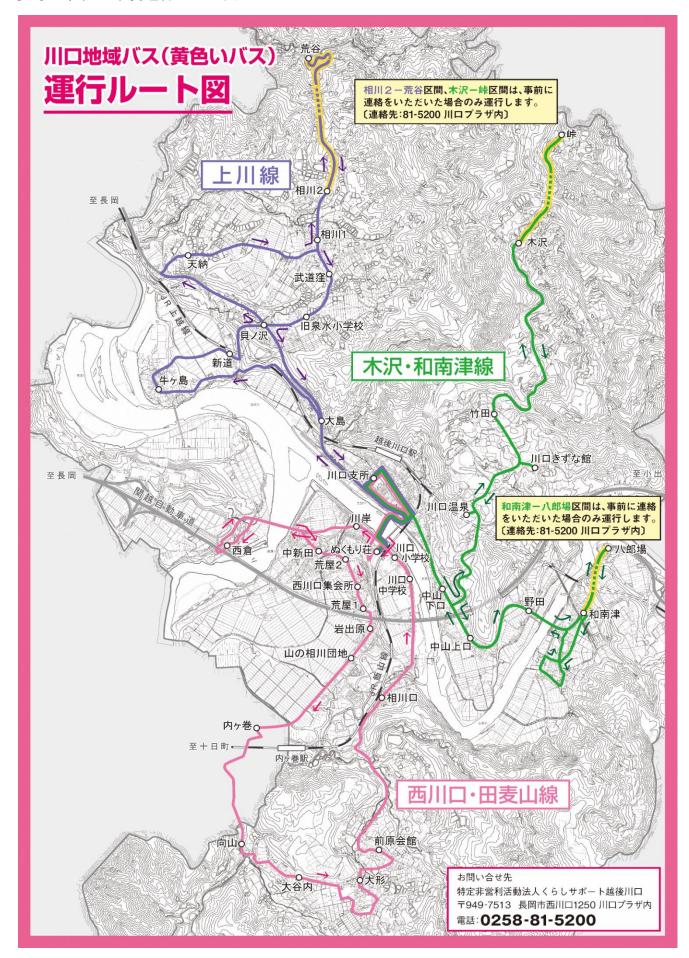
(6) 旅客から収受する対価

・大人: 200 円・小学生: 100 円・未就学児: 無料・障がい者等: 100 円

・回数券 : 100 円券 11 枚つづり 1,000 円

• 定期券

| | 1ヶ月 | 3,000円 |
|--------|-----|---------|
| 大人 | 3ヶ月 | 9,000円 |
| | 6ヶ月 | 18,000円 |
| 小学生および | 1ヶ月 | 1,500円 |
| 障がい者 | 3ヶ月 | 4,500円 |
| | 6ヶ月 | 9,000円 |



自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- 1 登録番号 北新過第4号
- 2 登録の有効期間 令和6年3月13日まで
- 3 名称、住所、代表者の氏名 特定非営利活動法人くらしサポート越後川口 新潟県長岡市西川口1250番地 代表理事 丸山 健一
- 4 自家用有償旅客運送の種別 交通空白地有償運送
- 5 路線又は運送の区域 別紙のとおり
- 6 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあっては、協力事業者の氏名又は名称及 び住所
- 7 登録に付す条件 なし

令和3年3月10日

新潟県知事 花角 英世山美四

1

(令和) 6年 月 日

新潟県知事 殿

更新登録

名 称 特定非営利活動法人くらしサポート越後川口

住 所 新潟県長岡市西川口 1250 番地

代表者の氏名 代表理事 丸山 健一

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び 同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人くらしサポート越後川口 新潟県長岡市西川口 1250 番地 代表理事 丸山 健一

2. 登録番号

北新過第4号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

| | 起点 | 主たる経過地 | 終点 | キロ程 |
|---|-------|---------|-------|-------|
| 1 | ぬくもり荘 | 和南津・木沢 | ぬくもり荘 | 21.0 |
| 2 | ぬくもり荘 | 西川口・田麦山 | ぬくもり荘 | 17.5 |
| 3 | ぬくもり荘 | 上川 | ぬくもり荘 | 14. 5 |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |

| (2) | 運送の | 区域 |
|-----|--------|-----|
| (4) | Æ ~~ ~ | - N |

| 区 域 | 備 | 考 |
|------------|---|---|
| 新潟県長岡市川口地域 | | |
| | | |

5. 事務所の名称及び位置

| 事務所の名称 | 位置 |
|------------|-------------------|
| 特定非営利活動法人く | 新潟県長岡市西川口 1250 番地 |
| らしサポート越後川口 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

| 事務所の 名称 | 保有区分 | バス | | 自動車 軽) | 合 | 計 |
|------------------------|------|----|-----|-----------|---|---|
| 特定非営 | 保有 | | (| 3 | 3 | |
| 利活動法 人 よ サポート | 持込 | * | () | * () | | * |
| 越後川口 | 合計 | | | 3 | 3 | |

軽自動車については、() 内に内数で記載すること 事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

| 地域住民及び来訪者 | | | |
|-----------|--|--|--|
| | | | |

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額 (必要に応じ関係資料を添付のこと)

大人 200 円 小人・通学者 100 円 障がい者 100 円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合)協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1~4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 登録証
- (12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条 の12第1項の許可の見込みに関する書類

(令和) 6年 月 日

変更登録

新潟県知事 殿

名 称 特定非営利活動法人くらしサポート越後川口

住 所 新潟県長岡市西川口1250番地

代表者の氏名 代表理事 丸山 健一

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び 同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

8. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人くらしサポート越後川口 新潟県長岡市西川口 1250 番地 代表理事 丸山 健一

9. 登録番号

北新過第4号

- 10. 自家用有償旅客運送の種別 交通空白地有償運送
- 11. 変更しようとする事項
- (1)路線

| | 新 | IΒ |
|--------|---|----|
| 起点 | | |
| 終点 | | |
| キロ程 | | |
| 主たる経過地 | | |

(2) 運送の区域

| 新 | |
|---|--|
| 旧 | |

| (: | 3) | 運送(| の種別 |
|-----|--------------|------|---------|
| \ ' | \mathbf{c} | こととい | ノノリエノリリ |

| 新 | |
|---|--|
| 旧 | |

(4) 運送しようとする旅客の範囲

| <mark>新</mark> | 地域住民及び来訪者 |
|-----------------|----------------------------|
| <mark>IB</mark> | 公共交通空白地有償運送 |
| | (運行区域内に居住する者、勤務または日常的に通う者) |

(5) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

| 新 | |
|---|--|
| 旧 | |

(6) 自動運行旅客運送を行う路線

| (で) 自動を自然自定とという的称 | | | | | | | | |
|-------------------|---|----|--|--|--|--|--|--|
| | 新 | IΒ | | | | | | |
| 起点 | | | | | | | | |
| 終点 | | | | | | | | |
| キロ程 | | | | | | | | |
| 主たる経過地 | | | | | | | | |
| (備考) | | | | | | | | |

自動運行旅客運送 (特定自動運行旅客運送を除く。) 又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(7) 自動運行旅客運送を行う運送の区域

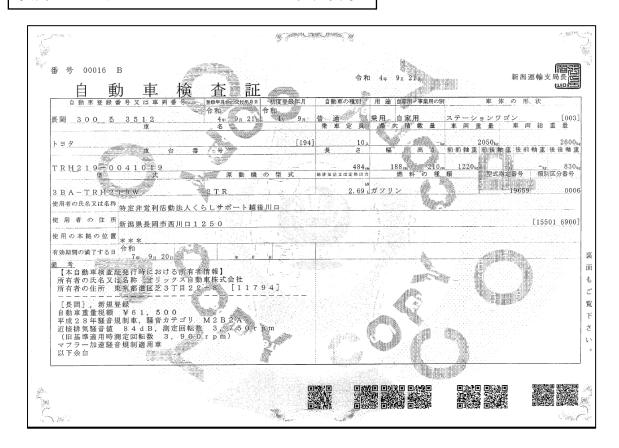
| 新 | |
|------|--|
| 旧 | |
| (備考) | |
| | |
| | |

自動運行旅客運送(特定自動運行旅客運送を除く。)又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、 備考欄にそれぞれ明記すること

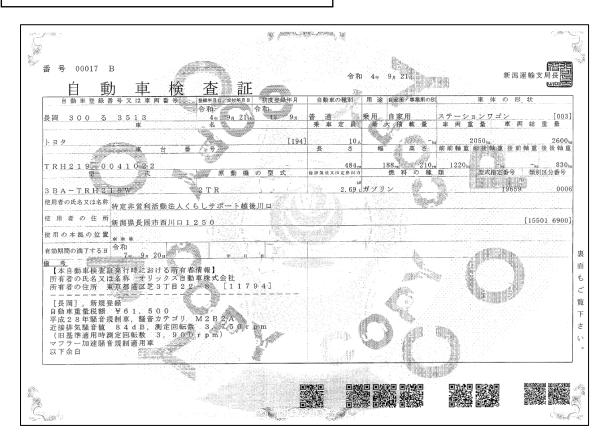
5. 変更予定期日

(令和) 6年 4月 1日

長岡300る3512 トヨタ10人乗り車両



長岡300る3513 トヨタ10人車両



長岡300わ2085 トヨタ10人乗り車両

| # 名 東京のおり ステーションワゴン 東京の表現 東京の表現 東京の表現 東京の表現 東京の表現 東京の大田 東京の 東京の大田 東京の 東京の東京 東京和東京 東京和東東京 東京和東東京 東京和東東京 東京和東東京 東京和東東京 東京和東東京 東京和東東京 東京和東東東東東東東東東東 | | |
|--|--|--|
| 要問 3.00 わ 2 0 8.5 | 自動車検査証 | 令和 5年 9月12日 新潟運輸支局長 312230178723 |
| 10 10 10 10 10 10 10 10 | | |
| 2月 - ションワゴン 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 | 長岡 300 わ 2085 | 平成29年 9月 普通 乗用 自家用 12605 0039 |
| 第音 | and the state of t | - 「 |
| Tyyyy 2769 日 蔵 の | F∃ Ø | ステーションワゴン |
| 対ソリン 2/69 月 歳 の 2/10 1/20 | 李台青号 | |
| The state Th | TRH219-0027487 | ガメリン 2 69 |
| The state Th | 文 學 | 原 加 教 の 至 式 解射軸至 削技制法 後 卵軸会 後後梅玉 こし 裏 |
| 10 10 2050 kg 2600 kg 484 ca 188 ca 210 ca 210 ca 2500 kg 2600 kg 484 ca 188 ca 210 ca 210 ca 2500 kg 2600 kg 484 ca 210 ca 2500 kg 2 | | / / 1220, |
| 10 - 2050 2600 484 188 210 25 子 部 25 子 和 25 | 果車定員: 最大積載量 | - 東南重要 / 東南野重要 / /1 |
| 10 | | |
| 東京 | 10 -ks | 2050. 2600 4 484 1 188 210 |
| 本 平成11年配音964B, マフラー加速適用車, 貸 漢 | The state of the s | 使用もの氏名又口を井 スカーモ井 |
| 査 平成11年騒音96dB、マフラー加速適用車、貸 | 特定非常利活動法人くらしサポート制 | 数後川口 ぶ 5 品 ≤ |
| 著 平成11年騒音96dB, マフラー加速適用車, 貸 で デッ | | |
| 平成11年騒音9638、マフラー加速適用車、貸渡、大ツンカルにを | 備 考 。 | 1 1 1 |
| 10 to 1 | 平成11年騒音96dB, マフラー加速) | 適用車、貸 |
| 9) e | 沙 | |
| | | |
| | | 1 39 1 |
| | | to appear and a second a second and a second and a second and a second and a second a second and |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| DAGAUNIO EL COLO | T9460YN3616217 | CHARLE CHARLE CONTRACTOR CONTRACT |
| 9100110010217 8232 (8232) | 医激制肾炎医激素肾衰败 對抗。 | 8232 (|
| | erice representation and a filtrative co | |

新潟県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般 旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必 要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

- 1. 自家用有償旅客運送の種別 交通空白地有償運送
- 2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村 (名 称) 長岡市地域公共交通協議会 (対象市町村) 長岡市
- 3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日 令和6年2月26日
- 4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名 特定非営利活動法人 くらしサポート越後川口 新潟県長岡市西川口1250番地 代表理事 丸山 健一
- 5. 調った協議の内容
- (1) 路線又は運送の区域 長岡市川口地域(添付運行ルート図のとおり)
- (2) 旅客から収受する対価(添付のとおり)
- (3) 運送しようとする旅客の範囲 地域住民及び来訪者
- (4)変更内容 旅客の範囲の拡大
- 6. その他特記事項 なし

令和6年2月26日 長岡市地域公共交通協議会 会長 長岡市都市整備部長 水島 正幸

旅客から収受する対価

[均一料金]

〇乗車券 乗車1回につき

| 大人(中学生以上) | 200円 |
|-----------|------|
| 小 学 生 | 100円 |
| 障害者等 | 100円 |

- ※ 就学前の者は、無料とする。
- ※ 障害者等とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者及び 介護認定を受けている者並びにこれらの者の介助を行う者1名をいう。

乗車時に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は介護度が分かる介護保険 証の提示が必要。

〇定期券

| | 1 か月 | 3, 000円 | | |
|--------|------|---------|--|--|
| 大 人 | 3か月 | 9,000円 | | |
| | 6か月 | 18,000円 | | |
| 小学生 | 1 か月 | 1, 500円 | | |
| および | 3か月 | 4,500円 | | |
| 障がい者 | 6か月 | 9,000円 | | |

〇回数券

1,000円(100円券11枚綴り)

議決事項 第2号

令和5年度歳入歳出予算の変更について

1 歳入

| 款 | 項 | 目 | R5 年度 予算額 (変更前) | R5 年度 予算額 (変更後) (A) | R4 年度 予算額 (B) | 比較 (A-B) | 説明 |
|-------|-------|-------|-----------------------|------------------------------|---------------------|----------------------|-------------------------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 3, 020, 000 | 3, 020, 000 | 8, 700, 000 | ▲ 5, 680, 000 | 市負担金(内示額) |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 8, 570, 000 | 13, 320, 000 | 16, 599, 500 | ▲ 3, 279, 500 | 国補助金 (内示額) ワクチン接種タクシー券 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑 入 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計 | | 11, 590, 000 | 16, 340, 000 | 25, 299, 500 | ▲8, 959, 500 | |

2 歳出

| 款 | 項 | 目 | R5 年度 予算額 (変更前) | R5 年度 予算額 (変更後) (A) | R4 年度 予算額 (B) | 比較 (A—B) | 説明 |
|-------|-------|--------------|-----------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 370, 000 | 370,000 | 500,000 | ▲ 130,000 | 委員報酬、 お茶代等 |
| 1 座呂質 | 2 事務費 | 1 事務費 | 50, 000 | 50,000 | 50,000 | 0 | 印紙、 振込手数料等 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 7, 490, 000 | 12, 240, 000 | 20, 750, 000 | ▲ 8, 510, 000 | 協議会運営業務委託 ワクチン接種タクシー券 |
| 3 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 3, 680, 000 | 3, 680, 000 | 3, 400, 000 | 280, 000 | デマンドタクシー (栃尾・和島・寺泊) |
| 4 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 0 | 0 | 599, 500 | ▲ 599, 500 | |
| 合計 | | 11, 590, 000 | 16, 340, 000 | 25, 299, 500 | ▲ 8, 959, 500 | | |

<変更点>

・令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う高齢者移動支援事業(増額補正:4,750千円)

議決事項 第3号

長岡市地域公共交通協議会規約の改正について

1 規約の改正点

長岡市地域公共交通協議会において定めている長岡市地域公共交通協議会規約について、第15条の規約の変更について改正する。

併せて、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正にともない、 別表(第6条関係)を改正する。

| | 改正後 | 改正前 | | |
|--|--|----------------------------------|---|--|
| (規約 | の変更) | (規約の変更) | | |
| 第 15 彡 協議 た 変 と | 条 この規約を変更する場合は、 会の承認を得なければならない。 し、緊急を要する場合及び軽微な にあっては会長の決するところ 、その後の協議会においてこれを するものとする。 | 第 15 | (の変更) 条 この規約を変更する場合は、 後会の承認を得なければならない。 | |
| 別表(_{別表(第6} _{区分} | 第6条関係) | 別表 第6 | (第6条関係) *陽係) *B | |
| 法第6条 第2項第1号 | 長岡市 都市整備部長 | 法第6条 第2項第1号 | 長岡市 都市整備部長 | |
| | 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 企画総務部経営戦略ユニットリーダー | 902年915 | 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 企画総務部経営戦略ユニットリーダー | |
| | 越後交通株式会社 運輸営業部長 | | 越後交通株式会社 運輸営業部長 | |
| | 公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事 | 3 | | |
| 法第6条 | 公益任団伝入 析得県八个勝云 等榜理事 | | 公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事 | |
| 第2項第2号 | 公益社団伝人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 | 法第6条 第2項第2号 | 公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 | |
| | | 法第6条 第2項第2号 | Secretary and Control of American Control of the American Control of the Control | |
| | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 | 法第6条 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 | |
| | - 般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 | 法第6条 第2項第2号 | - 較社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地力整備局 長岡国道事務所 計画課長 | |
| | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地域整備部 計画調整課長 | 法第6条 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長 | |
| 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 | 法第6条 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地城整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 | |
| 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警察木部 交通館 交通規制課長 | 法第6条 第2項第2号 | 一般社团法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警察本部 交通館 交通規制課長 | |
| 第2項第2号 法第6条 第2項第3号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警察本部 交通部 交通規制課長 長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 会長 | 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警察本部 交通部 交通規制課長 長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 会長 | |
| 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警察本部 交通部 交通規制課長 長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 会長 長岡市消費者協会 会長 | 法第6条 第2項第2号 法第6条 第2項第3号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地力整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地城整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警教本部 交通部 交通規制課長 長岡市老人クラブ連合会 長岡文部 会長 長岡市消費者協会 会長 | |
| 第2項第2号 法第6条 第2項第3号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警教本部 交通駅 交通規制課長 長岡市老人クラブ連合会 長岡文部 会長 長岡市消費者協会 会長 学識経験者 | 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地力整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地域授興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警察木部 交通郎 交通規制課長 長岡市老人クラブ連合会 長岡文部 会長 長岡市消費者協会 会長 学識経験者 | |
| 第2項第2号 法第6条 第2項第3号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地城振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警察木部 交通部 交通規制課長 長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 会長 長岡市消費者協会 会長 学識経験者 国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長 | 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長 長岡市 土木部 土木政策調整課長 新潟県警察本部 交通館 交通規制課長 長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 会長 長岡市消費者協会 会長 学識経験者 国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長 | |

2 長岡市地域公共交通協議会規約(案) 次ページに示す。

長岡市地域公共交通協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、長岡市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(業務)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規 定に基づき、地域公共交通計画の作成、並びに実施に関すること。
 - (2) 道路運送法施行規則第49条1号に規定する市町村運営有償運送の協議に関すること。
 - (3) 道路運送法施行規則第49条2号に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。
 - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
 - (5) その他協議会が必要と認めること。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、新潟県長岡市大手通2丁目6番地長岡市役所大手通庁舎内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

- 第6条 協議会に、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査員 2名
- 2 会長は、長岡市都市整備部長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は、会長が指名する学識経験者とする。
- 4 監査員は、委員の互選により選任する。
- 5 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

- 第8条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び法人その他の団体の役員 その職にある期間
 - (2) 前号に規定する委員以外の委員 2年以内とする。ただし、欠員等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

- 第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、長岡市都市整備部都市政策課交通政 策室内に事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長を置き、長岡市都市整備部都市政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、長岡市都市整備部都市政策課交通政策室職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営)

- 第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、 あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席をする委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議の方法は、出席委員の総意で決することとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の 運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議 への出席を依頼し、若しくは助言等を求めることができる。

(分科会)

- 第11条 協議会は、協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。
- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

- 第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 協議会の予算は、長岡市その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。
- 4 会計年度の中途において既定予算に補正の必要が生じたときは、会長はこれを調製し、協議会の承認を受けなければならない。
- 5 歳入歳出予算の執行は、会長の権限とする。
- 6 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協 議会の承認を得るものとする。
- 7 協議会の出納は、会長が行うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第13条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、 別表に掲げる法第6条第2項第1号に区分される委員、第2号に区分される交通事業者及び道 路管理者の委員並びに第3号に区分される行政機関の委員は、この限りでない。
- 2 報酬及び費用弁償の額並びに支払方法等は、長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例(昭和31年長岡市条例第12号)別表付属機関の構成員の項の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、<mark>緊急を要する場合及び軽微な変更にあっては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。</mark>

附則

この規約は、平成21年11月20日から施行する。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年12月5日から施行し、同年8月29日から適用する。

附則

この規約は、平成25年7月12日から施行する。

附則

この規約は、平成27年7月22日から施行する。

附則

この規約は、平成29年7月21日から施行する。

附則

この規約は、平成30年7月25日から施行する。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年6月29日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月11日から施行する。 附 則

この規約は、令和5年7月21日から施行する。

附則

この規約は、令和6年2月26日から施行する。

別表 (第6条関係)

| 区分 | 委員 | | | | | |
|------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 法第6条 第2項第1号 | 長岡市 都市整備部長 | | | | | |
| | 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 企画総務部経営戦略ユニットリーダー | | | | | |
| | 越後交通株式会社 運輸営業部長 | | | | | |
| | 公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事 | | | | | |
| 法第6条 第2項第2号 | 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事 | | | | | |
| | 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 | | | | | |
| | 新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長 | | | | | |
| | 長岡市 土木部 土木政策調整課長 | | | | | |
| 法第6条 第2項第3号 | 新潟県警察本部 交通部 交通規制課長 | | | | | |
| | 長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 会長 | | | | | |
| | 長岡市消費者協会 会長 | | | | | |
| | 学識経験者 | | | | | |
| 法第6条 第2項 <mark>第4号</mark> | 国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長 | | | | | |
| | 国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当) | | | | | |
| | 新潟県長岡地域振興局 地域振興監 | | | | | |
| | 日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会 事務局長 | | | | | |

議決事項第4号

令和6年度事業計画(案)について

- 1. 主要事業
 - ※各事業については、別紙「参考資料」参照
- (1) 路線バス及び公共交通空白地有償運送(小国地域、川口地域、山古志地域・ 太田地区)の効率的な運行の検討
- (2) デマンド型乗合タクシーの運行継続(栃尾地域、和島地域、寺泊地域)
- (3) 交通円滑化事業 (ノンステップバスの導入支援)
- (4) 意識啓発活動の推進(モビリティ・マネジメント)
- (5) 新公共交通システム勉強会の開催
- 2. 協議会の開催
 - ・2回開催(6月、2月)予定
 - ・必要に応じて地域分科会の開催

議決事項 第5号

令和6年度歳入歳出予算(案)について

1. 歳入

(単位:円)

| 款 | 項 | 目 | R6 年度 予算額 (A) | R5 年度 予算額 (B) | 比較 (A-B) | 説明 |
|-------|-------|-------|---------------------|---------------------|----------------------|-----------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 3, 070, 000 | 3, 020, 000 | 50,000 | 市負担金(内示額) |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 7, 700, 000 | 13, 320, 000 | ▲ 5, 620, 000 | 国補助金(内示額) |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0 | 0 | 0 | |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑 入 | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計 | | 10, 770, 000 | 16, 340, 000 | ▲ 5, 570, 000 | |

2. 歳出

(単位:円)

| 款 | 項 | 目 | R6 年度 予算額 (A) | R5 年度 予算額 (B) | 比較 (A-B) | 説明 |
|-------|-------|-------|---------------------|---------------------|----------------------|------------------------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 300, 000 | 370, 000 | ▲ 70, 000 | 委員報酬、 お茶代等 |
| 1 運営費 | 2 事務費 | 1 事務費 | 50, 000 | 50, 000 | 0 | 印紙、 振込手数料等 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 2, 720, 000 | 12, 240, 000 | ▲ 9, 520, 000 | 協議会運営業務委託 |
| 3 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 7, 700, 000 | 3, 680, 000 | 4, 020, 000 | デマンドタクシー (栃尾・和島・寺泊) |
| 4 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計 | | 10, 770, 000 | 16, 340, 000 | ▲ 5, 570, 000 | |

(歳出予算:事業内容)

【令和5年度(C=12,240千円)】

- 地域公共交通協議会運営業務委託
- ・新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業

【令和6年度(C=2,720千円)】

・地域公共交通協議会運営業務委託(新公共交通システム勉強会含む)

※歳出 3-1-1 は、長岡市が実施するデマンド型乗合タクシーの負担金として支出する (長岡市特定財源として充当される)

協議事項第1号

自家用有償旅客運送の運行見直しについて

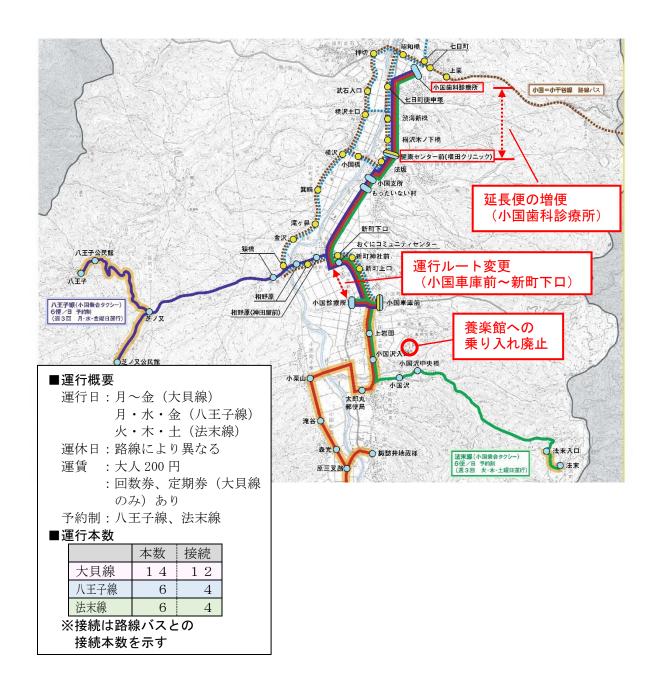
1. 小国地域生活交通

(1) 令和6年度の運行概要

大貝線、八王子線、法末線の3路線は、養楽館への乗り入れを廃止するととも に、一部経路を変更(小国車庫前〜新町下口)して運行する。

大貝線は、健康センター(横田クリニック)から小国歯科診療所まで運行ルートを延長する便を増便するとともに、一部の便で運行時刻を見直す。運行日・運行便数は引き続き令和5年度と同じ内容で運行する。

八王寺線と法末線は、引き続き全便で小国歯科診療所まで運行ルートを延長する。 運行日・運行便数は引き続き令和5年度と同じ内容で運行する。



(2) 令和6年度の主な見直し内容

大貝線において、小国歯科診療所まで運行ルートを延長する便を増便する。また、一部便で運行時刻を見直す。

表 各路線の主な見直し内容

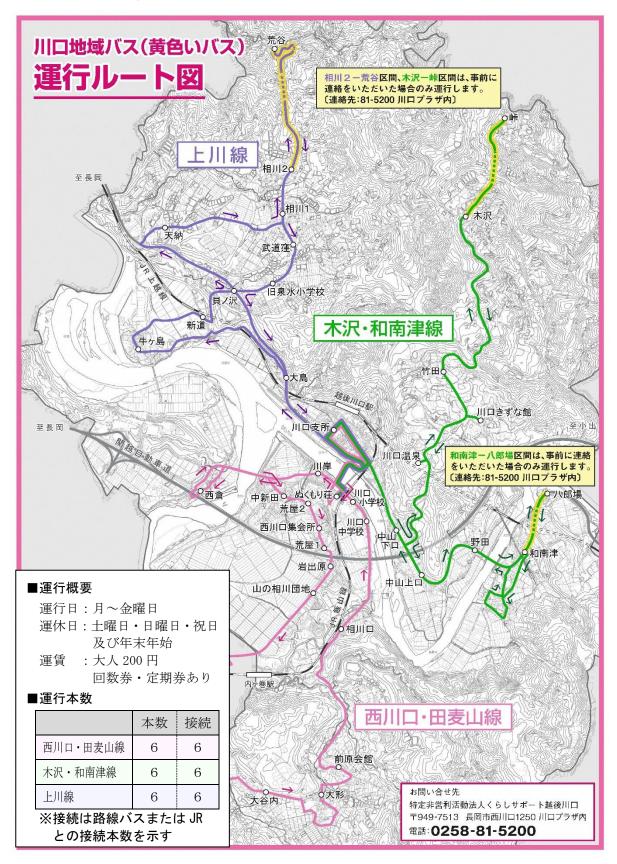
| 文 行昭林の主な元旦し四台 | | | | | | | | |
|---------------|-------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 路線 | 見直し内容 | | | | | | | |
| | 第1便 | 【旧】大貝 6:55 →小国診療所 7:15 | | | | | | |
| | | 【新】大貝 <u>6:50</u> →小国診療所 <u>7:10</u> | | | | | | |
| | 第4便 | 【旧】大貝 8:33 →小国歯科診療所 9:03 | | | | | | |
| | | 【新】大貝 <u>8:35</u> →小国歯科診療所 <u>9:05</u> | | | | | | |
| | 第6便 | | | | | | | |
| | | 【新】大貝 <u>9:55</u> →横田クリニック <u>10:22</u> → <mark>小国歯科 10:25</mark> | | | | | | |
| | 第9便 【旧】大貝13:10→横田クリニック13:37 | | | | | | | |
| | | 【新】大貝 <u>13:20</u> →横田クリニック <u>13:47</u> | | | | | | |
| | 第11便 | 【旧】大貝 14:15→小国歯科診療所 14:45 | | | | | | |
| | | 【新】大貝 <u>14:30</u> →小国歯科診療所 <u>15:00</u> | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 第5便 【旧 | 【旧】小国歯科 9:57→大貝 10:27 | | | | | | |
| 大貝線 | | 【新】小国歯科 <u>9:15</u> →大貝 <u>9:45</u> | | | | | | |
| | 第7便 【旧】横田クリニック 11:10→大貝 11:37 | | | | | | | |
| | | 【新】 <mark>小国歯科 11:10</mark> →横田クリニック 11:13→大貝 11:40 | | | | | | |
| | 第8便 | 【旧】横田クリニック 12:37→大貝 13:04 | | | | | | |
| | | 【新】 <mark>小国歯科 12:45</mark> →横田クリニック 12:48→大貝 13:15 | | | | | | |
| | 第 10 便 | 【旧】横田クリニック 13:43→大貝 14:10 | | | | | | |
| | | 【新】横田クリニック <u>13:55</u> →大貝 <u>14:22</u> | | | | | | |
| | 第 12 便 | 【旧】小国歯科 15:32→大貝 16:07 | | | | | | |
| | | 【新】小国歯科 <u>15:40</u> →大貝 <u>16:10</u> | | | | | | |
| | 第 14 便 | 【旧】横田クリニック 17:05→大貝 17:32 | | | | | | |
| | | 【新】横田クリニック <u>17:03</u> →大貝 <u>17:29</u> | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | ※下線部:変更箇所 | | | | | | | |
| 八王寺線 | 変更なし | | | | | | | |
| 法末線 | 変更なし | | | | | | | |
| L | L | | | | | | | |

※黄色マーカー部分は、新たに小国歯科診療所まで延長する便

2. 川口地域生活交通

(1) 令和6年度の運行概要

西川口・田麦山線、木沢・和南津線、上川線の3路線は、運休日を見直すほか、 旅客対象者を拡大して運行する。そのほかの運行内容は引き続き令和5年度の内 容で運行する。



(2) 令和6年度の主な見直し内容

西川口・田麦山線、木沢・和南津線、上川線の3路線は、経費削減に向けて運休日を見直す。また、旅客対象者をこれまで川口地域住民のみとしていたが、観光客など地域外の方まで対象を拡大し、利用者数の増加を図る。

表 運休日の見直し内容

| | 運休日 | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| 現行 | 年末年始(12月31日~1月3日)及び土曜日・日曜日 | | | | | | |
| | ※令和 5 年度運休日: 108 日 | | | | | | |
| 亦重效 | 年末年始(<mark>12月30日</mark> ~1月3日)及び土曜日・日曜日・ <mark>祝日</mark> | | | | | | |
| 変更後 | ※令和6年度運休日:123日(15日増) | | | | | | |

表 旅客対象者の変更内容

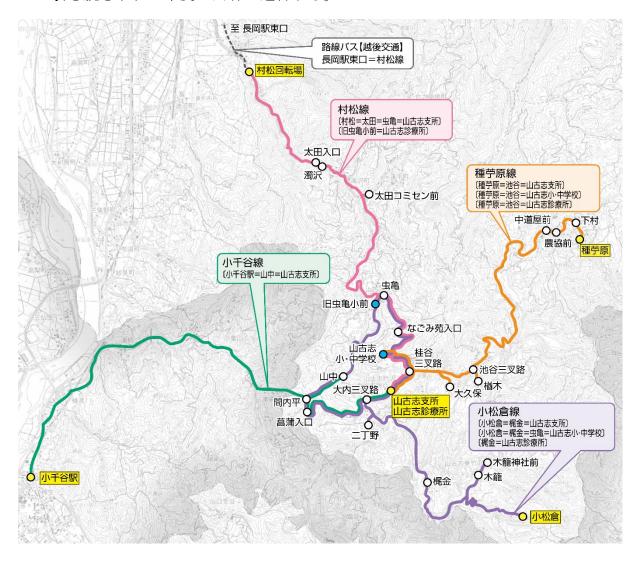
| | 旅客対象者 | | | |
|-----|---------------------------|--|--|--|
| 現行 | 運行区域内に居住する者、勤務または日常的に通う者 | | | |
| 変更後 | 地域住民または観光旅客その他の当該地域を来訪する者 | | | |

3. 山古志地域 · 太田地区生活交通

(1) 令和6年度の運行概要

村松線、小千谷線、種苧原線、小松倉線の4路線は、運休日を見直す。そのほかの運行内容は引き続き令和5年度の内容で運行する。

診療所便は、運行時刻及び運行日を変更して運行する。そのほかの運行内容は 引き続き令和5年度の内容で運行する。



(2) 令和6年度の主な見直し内容

村松線、小千谷線、種苧原線、小松倉線の4路線は、運休日を見直す。また、診療所便は行きの時刻及び運行日を変更するとともに、帰りの運行日を変更する。

表 運休日の見直し内容

| | 運休日 | | | | | |
|-----|---|--|--|--|--|--|
| 現行 | 日曜日・祝日、8月14日~8月16日、12月29日~1月3日 | | | | | |
| 変更後 | 日曜日・祝日、 <mark>8月13日~8月15日</mark> 、12月29日~1月3日 | | | | | |

表 診療所便の見直し内容(行き)

| 方面 | 時刻 | 運行日 | | | |
|-------------|----------|----------------------|--|--|--|
| 種苧原・池谷方面 | 【旧】13:30 | 【旧】木曜日または金曜日 | | | |
| 性宁原·他台万国 | 【新】13:15 | 【新】 <mark>金曜日</mark> | | | |
| 虫亀方面 | 【旧】13:30 | 【旧】月曜日または火曜日 | | | |
| 出电 <i>万</i> | 【新】13:15 | 【新】 <mark>水曜日</mark> | | | |
| 東竹沢方面 | 【旧】13:50 | 【旧】月曜日または火曜日 | | | |
| 米门朳万围 | 【新】13:15 | 【新】 <mark>金曜日</mark> | | | |

表 診療所便の見直し内容 (帰り)

| 方面 | 時刻 | 運行日 | |
|------------------|-------|----------------------|--|
| 種苧原・池谷方面 | 15:30 | 【旧】木曜日または金曜日 | |
| 俚于凉。但有刀 面 | | 【新】 <mark>金曜日</mark> | |
| 虫亀方面 | 15:30 | 【旧】月曜日または火曜日 | |
| 出电 刀曲 | | 【新】 <mark>水曜日</mark> | |
| 東竹沢方面 | 15:30 | 【旧】月曜日または火曜日 | |
| 米百八万国 | | 【新】 <mark>金曜日</mark> | |

協議事項第2号

長岡市地域公共交通計画の事業実施状況について

■事業の実施状況

| ■ 事業の 关心 (八) | 声 ** 中 应 | 令和 5 年度実施状況 | | | 令和6年度 |
|---|--|--|----|---|---|
| 施策 | 事業内容 | 実施予定内容 | 評価 | 実施状況 | 実施予定内容 |
| 基幹路線の維持 及びサービスレベル向上 | 【1-1】基幹路線の維持 【1-2】基幹路線のサービスレベル向上 | ・サービスレベル向上策の検討 及び公共交通事業者との調整 | А | ・休止届出が提出されたバス路線(小出-川口-小千谷線)について、交通事業者、県、沿線自治体(小千谷市、魚沼市)と協議を行い、休止届出の取下げ及び路線維持を図った。 | ・サービスレベル向上策の検討 及び公共交通事業者との調整 |
| 2. 地域内路線の維 持及びサービス レベル向上 | 【2-1】地域内路線の維持 【2-2】地域内路線のサービスレベル向上 | ・栃尾地域(塩谷地区、東谷地区)において実証運行を継続 (~R5.9) し、本格運行に移行・デマンド型乗合タクシーの継続運行(栃尾、和島、寺泊) | А | ・栃尾地域(塩谷地区、東谷地区)においてデマンド型乗合タクシーの実証 運行を継続して実施(~9月)し、国庫補助金の内定を受けて10月から 本格運行へ移行。 ・寺泊・和島地域を運行するデマンド型乗合タクシーについて、より効率的 な議論ができるよう委員会を見直し。また、電話や冷蔵庫に貼付けするシ ールを全世帯に配布し、利用促進。 | ・デマンド型乗合タクシーの継続運行(栃尾、和島、寺泊)・寺泊・和島地域では、生活交通事業委員会へ移行(生活交通検討委員会は R5 解散) |
| 3. 鉄道や高速バス 路線の維持及び サービスレベル 向上 | 【3-1】鉄道の維持及びサービスレベルの向上 【3-2】高速バスの維持及びサービスレベルの向上 | ・県や沿線自治体、交通事業者と連携しながら対策を検討 | В | ・新潟県鉄道整備促進協議会の越後線分科会設立。沿線自治体と協議開始。 ・上越・北陸新幹線直行特急実現期成同盟会、飯山線沿線活性化協議会にお いて利用促進を実施(特急しらゆき旅行パック、マイレール意識醸成)。 | ・県や沿線自治体、交通事業者と連携しながら対策を検討 |
| 4. 輸送資源の総動 員による移動手 段の確保 | 【4-1】さまざまな輸送資源の活用 【4-2】自家用有償運送の継続 | ・小国地域歯科診療所延伸の実証実験の効果検証・山古志地域・太田地区において、小千谷駅延伸と、一部路線のデマンド化を実施 | А | ・3 地域(小国、山古志・太田、川口地域)合同の意見交換会を開催し、課題を共有化(8月)。 ・小国地域、山古志地域・太田地区にて分科会開催(川口地域書面協議)。 ・川口地域の自家用有償運送の更新登録及び旅客の範囲拡大に伴う変更。 ・自家用有償運送の運行内容見直し(小国、山古志・太田、川口地域)。 | ・自家用有償運送の継続運行 |
| 5. 運転士等の確保 | 【5-1】運転士の魅力発信 【5-2】雇用の促進 | ・交通事業者と調整しながら適 宜実施 | В | ・運輸人材確保新潟県協議会(ドライバーズエージェント)が開催する「ながおか運輸フェス」と連携(10月9日)。クイズ&アンケートを実施し、子ども免許証と交換。 | ・交通事業者と調整しながら適 宜実施 |
| 6. 利用促進 | 【6-1】公共交通の乗り方教室 【6-2】公共交通の周知・PR 【6-3】企業・市内大学等との連携による事業の推進 【6-4】転入者に対する公共交通の案内チラシ及びバス・タ クシー利用券の配布 | ・乗り方教室の実施 ・転入者を対象に、公共交通マップを配布 ・ホームページ等を活用した情報発信 | А | ・越後交通㈱路線バスにおいて、夏休み期間小学生運賃が50円となるキャンペーンを実施。 ・転入者の手続き時に「公共交通マップ」配布を開始(6月~)。 ・「ながおか運輸フェス」において乗り方動画を放映するなど利用促進。 ・ホームページ内に「モビリティ・マネジメント」ページを追加。 | ・利用促進を実施(乗り方教 室、イベント活用等) ・ホームページ等を活用した情 報発信 |

※実施状況の評価 A:計画通り B:一部達成 C:検討中 D:未着手 -:評価が困難なもの(年度の定期的評価が難しいもの)

| 施策 | 事業内容 | 令和5年度実施状況 | | | 令和6年度 |
|-----------------------|---|--|----|--|---|
| 旭來 | 事本的 位 | 実施予定内容 | 評価 | 実施状況 | 実施予定内容 |
| 7. 自家用車から 公共交通への 転換促進 | 【7-1】パークアンドライド駐車場の整備 【7-2】イベント時等における公共交通利用の推奨 【7-3】自転車利用環境の改善 | ・寺泊駅前広場の整備 ・自転車走行空間の整備 | А | ・寺泊駅前広場整備事業完了。供用開始(11 月~)。 ・自転車走行空間として、ブルーラインを 1.0 k m整備(宮内 3~曲新町3)(土合 5~四郎丸 2)。また、ピクトグラムを 6.9 k mの道路延長において整備。 ・歩道における自転車走行について意識啓発動画を作成し、ホームページへの掲載と、ビジョン放映(大手通、アオーレ)を実施。 | ・自転車走行空間の整備 ・自転車走行の意識啓発 ・自転車ネットワーク計画の評 価(H27~R6) |
| 8. バス待ち環境 の改善 | 【8-1】バス停上屋の整備 | ・1か所(陽光台3丁目)に設置する上屋整備費を補助 | А | ・陽光台3丁目バス停の上屋整備費を補助。 | ・上屋整備費を補助(申請がある地域団体等) |
| 9. 新しい技術の 導入 | 【9-1】モバイル乗車券の導入 【9-2】新しい技術の導入に向けた勉強会の実施 【9-3】環境負荷の低減 | ・越後交通㈱がモバイル乗車券 を導入(市補助金にて支援) ・新しい技術の導入に向けた勉 強会を1回実施 | В | ・越後交通㈱がモバイル乗車券(「スマホ定期券」として広報)を導入(3 月~)。システム開発費用の一部を県、市が支援。また、周知の実施(ホームページ、ポスター、各高校への配布)。 ・勉強会は未実施。 | ・新しい技術の導入に向けた勉 強会を実施 |
| 10. バリアフリー の促進 | 【10-1】バリアフリー車両の導入促進 【10-2】ヘルプマーク(カード)の認知度向上 | ・低床バス1台導入(市補助金 にて支援) | В | ・低床バス導入支援0台。 ・低床バス導入支援に係る補助金要綱を改正。リース車両を対象に追加。 ・バスの乗り方動画内でヘルプマークの説明。 | ・低床バス1台導入(市補助金にて支援) |
| 11. わかりやすい 情報提供 | 【11-1】市民への公共交通維持に対する意識づけ 【11-2】スマートフォン等を活用した情報提供 | ・ながおかバス i のバージョン アップと、経路検索機能等と の連携 | А | ・自家用有償運送(小国地域、川口地域)の路線について Google マップに 反映。※山古志地域・太田地区は R3 反映済。 ・スマートフォンから利用できる「ながおかバス i」の機器更新及びG T F S データ整備を実施し、リニューアル運用開始 (3 月~)。 | ・「ながおかバス i 」の活用と再 周知 |

※実施状況の評価 A:計画通り B:一部達成 C:検討中 D:未着手 -:評価が困難なもの(年度の定期的評価が難しいもの)